

仕様書の訂正について

令和6年3月29日付けで公告しました「新奥登川林道（林業専用道）新設工事（電子入札対象案件）について、下記のとおり訂正し差し替えます。

令和6年4月3日

分任支出負担行為担当官代理

空知森林管理署 総括事務管理官 佐藤 宏考

記

【仕様書1】

1. 入札説明書 P20

【誤】(案) 工事請負契約書

[専任の] 管理技術者

【正】(案) 工事請負契約書

[] 管理技術者

【仕様書3】

1. 林道工事設計・現場説明書（閲覧用）3P

【誤】16. 積算に用いた設計条件

【正】16. 積算に用いた設計条件（赤字標記）

以上別紙のとおり

(誤)

(案)

工事請負契約書

- 1 工 事 名 新奥登川林道（林業専用道）新設工事
2 工 事 場 所 北海道夕張市 2 2 7 4 林班外
3 工 期 令和 6 年 月 日から
令和 7 年 3 月 1 4 日まで
4 請負代金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
5 契約保証金額 円
6 前 金 払 請負代金額の10分の 以内
7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔北海道〕建設工事紛争審査会
8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	[] 主任技術者 [専任の] 監理技術者	第10条第1項第2号
	支給材料及び貸与品	第15条
○	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第5項
×	部分払	回以内 第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 9 建設発生土の搬出先等 「建設発生土の搬出先仕様書」に定めるとおり [注]

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(正)

(案)

工事請負契約書

- 1 工 事 名 新奥登川林道（林業専用道）新設工事
2 工 事 場 所 北海道夕張市 2274 林班外
3 工 期 令和 6 年 月 日から
令和 7 年 3 月 14 日まで
4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5 契約保証金額 円
6 前 金 払 請負代金額の10分の 以内
7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔北海道〕建設工事紛争審査会
8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	[] 主任技術者 [] 監理技術者	第10条第1項第2号
	支給材料及び貸与品	第15条
○	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第5項
×	部分払	回以内 第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 9 建設発生土の搬出先等 「建設発生土の搬出先仕様書」に定めるとおり [注]

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

12. 余裕期間の設定について	<p>①本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年5月27日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。 また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。 なお、協議の際には、施工計画書の変更にに基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。</p> <p>②余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。</p>				
13. 排出ガス対策型建設機械の使用について	<p>①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。</p>				
14. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について	<p>①契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい現場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。(※快適トイレについては北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第8条のとおりとする。) なお、協議にあたっては、合理性について十分、検討すること。</p>				
15. その他特記事項	<p>・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。</p> <p>本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(施工者希望型)である。 また、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。</p>				
16. 積算に用いた設計条件		⑦ 工種区分	道路工事	⑯ 労務単価	令和6年3月
① 通勤拠点から現場までの距離	18.9 Km	⑧ 施工地域補正	山間僻地及び離島	⑰ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和4年4月
② 路盤材の設計単価	見積単価 (ダウンロードシステムにて掲載)	⑨ 一般管理費等(前払金支出割合による補正)	補正無し	⑱ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和5年10月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑩ 一般管理費等(契約保証に係る補正)	金銭的保証	⑲ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和6年1月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑪ 冬期補正(労務費)	補正無し	⑳ 共通仮設費(率対象外経費)	対象有り
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑫ 時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無し	㉑ 現場管理費(率対象外経費)	対象有り
⑤ 支障木の伐倒処理費	該当無し	⑬ 施工時期補正(冬期補正)	補正無し	㉒ 一般管理費(率対象外経費)	対象無し
⑥ 工期の設定	349日	⑭ 現場環境改善費	対象有	㉓ ICT活用工事(共通仮設費・現場管理費)	補正無し
うち冬期日数		⑮ 週休2日に係る補正	【(現場閉所)発注者指定方式】 4週8休以上の補正係数		

12. 余裕期間の設定について	<p>①本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年5月27日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。 また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。 なお、協議の際には、施工計画書の変更にに基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。</p> <p>②余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。</p>				
13. 排出ガス対策型建設機械の使用について	<p>①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。</p>				
14. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について	<p>①契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい現場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。(※快適トイレについては北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第8条のとおりとする。) なお、協議にあたっては、合理性について十分、検討すること。</p>				
15. その他特記事項	<p>・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。</p> <p>本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(施工者希望型)である。 また、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。</p>				
16. 積算に用いた設計条件		⑦ 工種区分	道路工事	⑯ 労務単価	令和6年3月
① 通勤拠点から現場までの距離	18.9 Km	⑧ 施工地域補正	山間僻地及び離島	⑰ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和4年4月
② 路盤材の設計単価	見積単価 (ダウンロードシステムにて掲載)	⑨ 一般管理費等(前払金支出割合による補正)	補正無し	⑱ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和5年10月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑩ 一般管理費等(契約保証に係る補正)	金銭的保証	⑲ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和6年3月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑪ 冬期補正(労務費)	補正無し	⑳ 共通仮設費(率対象外経費)	対象無し
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑫ 時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無し	㉑ 現場管理費(率対象外経費)	対象無し
⑤ 支障木の伐倒処理費	該当無し	⑬ 施工時期補正(冬期補正)	補正有	㉒ 一般管理費(率対象外経費)	対象無し
⑥ 工期の設定	302	⑭ 現場環境改善費	対象有	㉓ ICT活用工事(共通仮設費・現場管理費)	補正無し
うち冬期日数	134	⑮ 週休2日に係る補正	【(現場閉所)発注者指定方式】 4週8休以上の補正係数		